

第7章 景観形成の推進体制

7-1 市民・事業者・行政の連携による景観まちづくり

1. 市民・事業者・行政による協働の景観まちづくり

景観形成には、そこに暮らす人々の生活習慣、生活文化、様々な経済活動等に密接に関わっており、良好な景観を育成・保存し後世に継承するために、市民、事業者、行政が景観形成に対するそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら、主体性をもって景観まちづくりに取り組む必要があります。

また、行政には、適切な規制・誘導や支援策を展開するなど、市民や事業者の取り組みを調整しながら、景観形成のさまざまな施策に取り組むことが求められます。

さらに、宇佐市らしい景観づくりを継続的に進めるためには、設計者・施工者として地元の建築士会、造園業協会等が参画する技術的サポートの体制が望まれます。

主 体	役 割
市 民 (宇佐市民 ・市民団体 ・NPOなど)	<ul style="list-style-type: none"> ○住んでいるまち、地域など郷土の景観に関心をもち、課題を認識する。 ○地域の清掃・美化運動や軒先の緑化など、身近な景観づくりから取り組む。 ○地域や各種団体、行政等による景観づくりの活動やルールなど景観形成事業に参画・協働する。
事業者 (企業など)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種事業活動については、周辺景観との調和に十分配慮するよう努める。 ○事業者は所有・管理する施設などが周辺景観の形成に与える影響を十分認識し、形態意匠における配慮に努める。 ○地域の清掃・美化運動や軒先の緑化など、身近な景観づくりから取り組む。 ○地域や各種団体、行政等による景観づくりの活動やルールなど景観形成事業に参画・協働する。
行 政 (宇佐市)	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な都市景観形成に向け、景観まちづくりに関する各種事業を推進する。 ○公共事業など大規模プロジェクトは、先導的な景観形成への配慮を図る。 ○景観づくりに対する市民・事業者の啓発を図る。 ○景観学習などを通じて、将来の宇佐の景観づくりを担う、児童・生徒への景観教育を推進する。 ○事業者の大規模建築物の建築等において、周辺景観に調和した行為となるよう誘導を図る。 ○市民、事業者、地域、各種団体等の景観活動を推進・支援する。

2. 景観形成の推進体制づくり

市民やNPO等が景観まちづくりに主体的・積極的に関わっていく仕組み・制度と、行政と協働で景観形成を推進していくための組織を整備します。

(1) 景観審議会の設立

本市の景観行政に関する審議機関として、宇佐市長の付託による、学識経験者や市民代表者等によって構成される「宇佐市景観審議会」を設立し、景観法など景観に関する各種制度を活用した景観まちづくりに関する施策等を調査・審議します。

(2) 景観協議会の設置

景観形成を伴う一体的な地区のまちづくりなどを推進するには、地区の景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、景観形成に係る共通の課題について協議・調整等を行い、相互に協力して取り組む必要があります。

そこで、景観法第15条第1項に基づき、本市や大分県などの景観行政団体と、景観重要公共施設の管理者、地区住民等で組織した「景観協議会」の設置を検討します。

また、必要に応じて関係行政機関や観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに地区住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議するものとします。

(3) 景観整備機構の指定

景観まちづくりに取り組む一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に基づく）のうち、下表の業務を適正・確実にを行う能力を有し、また継続的に活動できるものに対し、その取り組みを支援するため、当該団体との協議を進めた上で、景観法第92条の規定に基づく「景観整備機構」の指定を検討します。

同機構に指定された団体・法人は、宇佐市と相互に連携を図りながら、良好な景観形成に取り組むものとします。

【景観整備機構の主な業務】

- 良好な景観形成に関する事業者に対する景観の専門家による情報提供
- 住民合意に向けたコーディネート
- 管理規定に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の管理
- 景観形成事業に有効利用できる政令で定める土地の取得・管理・譲渡（政令で定めるものに限る）
- 良好な景観の形成に関する調査研究

7-2 景観まちづくりの推進

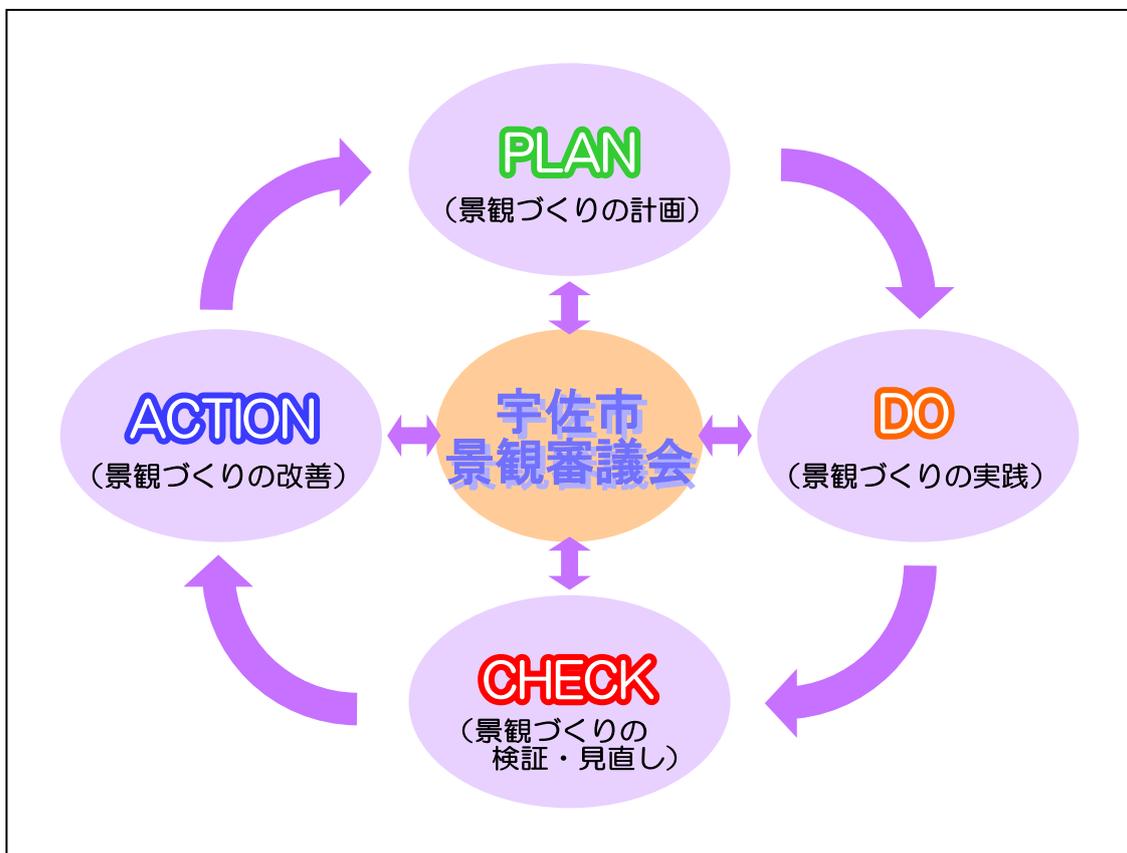
1. 推進方針

「景観十年・風景百年・風土千年」の言葉が示すとおり、本計画の内容を実現するためには、今後息の長い取り組みが必要です。

しかし、身近な緑化の推進やソフト事業等については、効果が短期間に現れるものもありますが、公共施設の整備等のハード事業については、長期間にわたっての取り組みが必要になります。また、社会情勢や市民・事業者のみなさんのニーズが変化することも想定されます。

そのため、本計画の当面の達成目標年次を10年間と設定します。また、中間年次には「PDCAサイクル」(※注1)の考え方に基づいて、評価・検証を行った上で、達成の度合いに応じて、適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めることとします。

また、景観形成の着実な推進に向けて、景観審議会を開催し、課題や景観整備の内容について調査・審議を行いながら、良好な景観形成に向けた具体的な取り組みを行います。



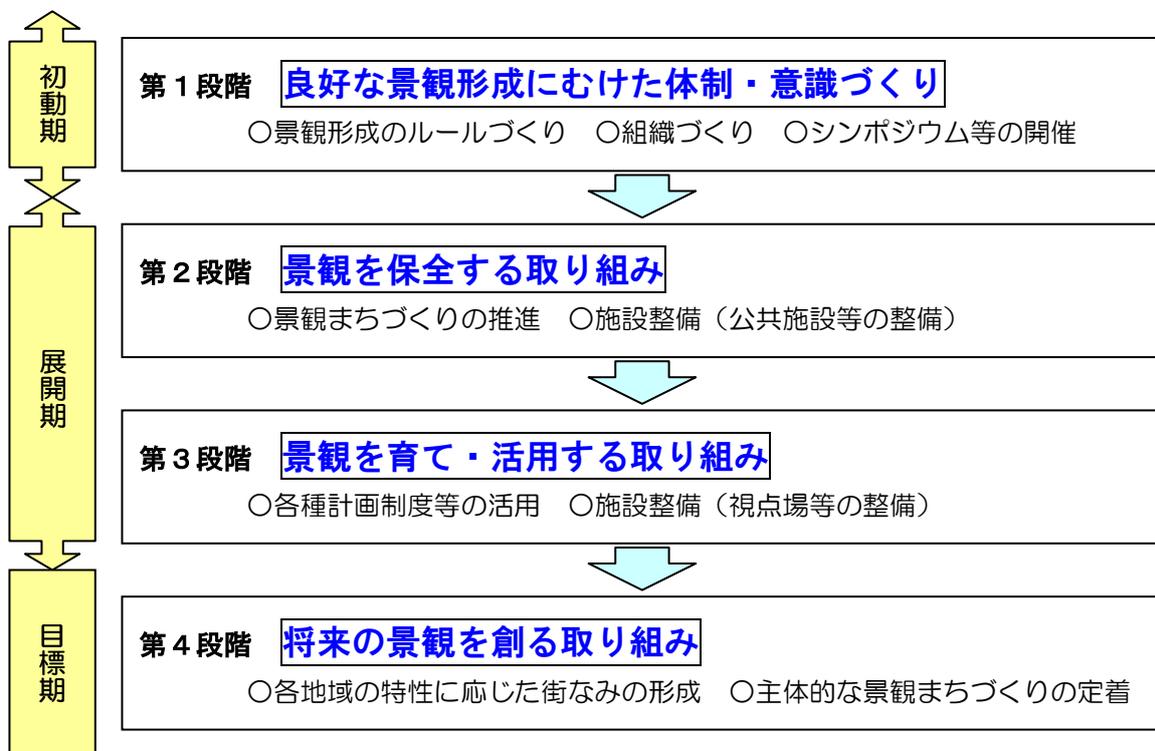
※注1：PDCAサイクル

PLAN (計画) ⇒ DO (実施・実行) ⇒ CHECK (点検・評価) ⇒ ACTION (処置・改善)の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていかうとする考えです。

7-3 今後の取組みについて

1. 景観づくりの方向性

今後の段階的な取り組み方針は以下のとおりとします。



2. 各段階における具体的な取り組み

(1) 初動期（概ね当初の1～3年間）

①景観計画の策定によるルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○景観の阻害要因となる可能性のある建築物・工作物の建設等に関して、高さ・デザイン・配置等についてルールづくりを図ります。 ○開発行為等の大規模な開発によって、景観が阻害されないよう手法等について、ルールづくりを図ります。 ○各地区の景観整備の状況に応じて、景観地区・景観形成重点地区・景観形成促進地区等の新規指定を行います。 ○「景観重要建築物」・「景観重要樹木」についても、所有者や管理者との協議を実施した上で、新規指定を行います。
②景観づくりの意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ○宇佐市景観計画・宇佐市景観条例の内容を事業者・市民のみなさんに周知を図りながら一定規模以上の建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等に関する届出・協議制度の定着を図ります。 ○良好な景観づくりには、市民・事業者の協力や担い手づくりが不可欠であることから、シンポジウム等を定期的で開催し、意識の向上を図ります。

③公共施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区・景観形成促進地区内及び隣接する地区の道路・河川等の整備の実施にあたっては、景観計画の内容に配慮した整備を行います。 ○「花いっぱい運動」や「長洲ビーチクリーンアップ」等の従来からの取り組みについては、関係機関と連携の上、継続して取り組みを行います。
④景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○景観審議会を設置し、良好な景観づくりに関する方策や景観を阻害する恐れのある建築物や工作物への対応を調査・審議します。 ○関係団体と連携し、市内の児童・生徒を対象とする等の「景観教育」を実施します。 ○景観まちづくりを従来実施している組織の活動支援を行います。また、新たに景観まちづくりに取り組む組織の体制確立に向けた支援を行います。 ○良好な景観形成に関する国等の補助制度については、必要に応じて、制度の創設を行うこととします。

(2) 展開期（概ね4～6年間）

①景観計画の策定によるルールづくり	○景観計画策定後、一定期間が経過していることから、必要に応じて、計画内容の見直しを行います。
②景観づくりの意識向上	○景観まちづくりの推進に向け、地区住民や事業者との意見交換を図りながら、景観協議会の設立に取り組みます。
③公共施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○宇佐市の景観を特徴づけている箇所については、その景観を見る・望む場所（視点場）の整備を実施し、地域住民や来訪者に宇佐市の景観に馴染みやすい環境整備を図ります。 ○国・県が管理する公共施設で、本市の景観形成に大きな影響を及ぼすものについては、「景観重要公共施設」に指定し、趣旨に沿った整備を実施します。
④景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○景観まちづくりの進捗状況に応じて、都市計画法に基づく制度（風致地区、地区計画、景観地区）の積極的な活用を図ります。 ○市民や事業者のみなさんが、主体となった景観づくりを具体化するために、景観協定などの協定制度の活用を図ります。

(3) 目標期（概ね7～10年間）

①景観計画の策定によるルールづくり	○社会状況の変化や景観まちづくりの進捗状況に応じて、新たなルール作りを図ります。
②景観づくりの意識向上	○各地域の景観を守り・活用するとの意識が、行政・事業者・地域住民に浸透し、景観に着目した公共施設の整備、建築物・工作物の整備が一般的に行われるようになります。
③公共施設の整備等	○景観形成重点地区等を中心に、「宇佐市の景観を連想することができる」特徴を持った公共・民間施設の整備が進みます。
④景観まちづくりの推進	○景観教育を受けた児童・生徒が成長するとともに、景観づくりが様々な角度から身近なものとなり、景観や自分のふるさとに愛着を持つようになります。

3. 取り組みの具体例

【景観教育の推進】

景観まちづくりの本格的な推進は、「親から子、子から孫へ」という様な長期的な継続的な取り組みが必要です。この取り組みの実現には、市内の子ども達に景観への関心を持ってもらうことや、景観の維持・保全への理解を促すことが非常に重要であることから、宇佐市関係部局とまちづくり団体等による連携を図りながら「出前講座」を始めとした、景観教育に関する取り組みを今後検討・実施します。

- ・ 折り紙建築
- ・ 伝統建築物についての実地研究
- ・ 地域学習（校区内探検）
- ・ 鏝絵の作成体験
- ・ 田植えの体験活動
- ・ 森林保護活動

折り紙学習



伝統建築物についての実地研究



【市民主体の景観まちづくりの推進】

これまで実施されてきた各種団体が参加する「フラワーロードの植栽（花いっぱい運動）」や「ビーチクリーンアップ in 長洲」等の活動については、宇佐市関係部局を中心に今後も積極的に支援します。

また、市民や団体のみなさんによる森林や耕作放棄地の保全等に関する取り組みについては、宇佐市の補助制度等を活用した活動の助成を行い、景観の維持・保全を図ります。



長洲ビーチクリーンアップなどの海岸保全、清掃活動



フラワーロード緑化活動など身近な公共空間や庭先・軒先の緑化活動



「お取越し」（四日市地区）



陣屋門整備など歴史的建造物の保全活動



イルミネーション（柳ヶ浦地区）

【普及・啓発活動の推進】

景観計画や景観条例などの景観まちづくりの施策については、パンフレット配布や宇佐市広報やホームページ等を活用しながら、その周知・普及に努めます。

また、市民や事業者のみなさんの自主的な景観まちづくり活動の啓発・促進に向けて、景観形成に関するシンポジウム等を定期的に開催します。

さらに、魅力ある景観の創出や、市内各地の景観の維持・保全に向けた継続的な取り組みに対する顕彰制度を創設し、関係者、団体等を顕彰することで、景観づくりへの関心を高めます。

4. 計画推進プログラム

区分	取り組み	プログラム	
		短期（1～3年）	中長期（4～10年）
①景観計画の策定によるルールづくり	景観計画・景観条例の制定及び見直し	条例制定・運用	検討 必要に応じて見直し
	建築物・工作物の建設、開発行為時等のルール	条例制定・運用	検討 必要に応じて見直し
	景観形成重点地区等の新規指定 景観地区の指定	状況・必要に応じて指定	
	景観重要建造物、景観重要樹木の指定	抽出・所有者の同意が整い次第、指定	
②景観意識向上の	建築物・工作物の建設、開発行為時の届出制度の定着	条例制定・運用	検討 必要に応じて見直し
	シンポジウム等の開催	開催	継続
	景観審議会の設置	H25年度中に設置	取り組みの継続
③公共施設の整備等	景観重要公共施設の整備	整備実施 検討	整備拡充
	景観形成活動の推進 (フラワーロード整備等)	取り組みの継続・拡大	
	景観計画に沿った 国・県等の公共施設の整備	調査・協議	条件が整い次第、実施
	特徴ある公共施設の整備	状況・必要に応じて制度活用	
④景観まちづくりの推進	景観審議会による審議	H25年度中に設置	
	景観教育の実施	検討・実施	継続
	景観まちづくり活動支援 景観協議会設立支援	継続	
	景観形成に関する補助制度	検討・実施	継続
	地区計画の活用 (都市計画区域内)	制度の周知	条件が整い次第、実施
	景観協定等の活用	制度の周知	条件が整い次第、実施